

※各法人（代表）あてに文書を送付しております。
関係事業所へ周知されるよう、よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
平成25年7月17日

介護サービス事業者 各位

八幡浜市保健センター介護サービス係

介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いについて（周知）

昨日、米国グーグル社のサービス「グーグルグループ」を利用した政府機関や医療・介護事業者において、本来クローズにしておくべき情報を一般に閲覧できる状態にしていたとの一部報道を受け、厚生労働省より介護事業者等に対して個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底の依頼がありました。

については、グーグルグループ等のインターネットにおける電子メールを利用した個人情報共有サービスを現在利用している場合には、必要最小限の範囲の者のみが閲覧可能な設定となっているかどうか至急点検されるようお願いいたします。

なお、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについては万全を期すよう併せてお願いいたします。

《厚生労働省事務連絡》

八幡浜市ホームページ <http://www.city.yawatahama.ehime.jp>

トップページ／介護福祉／介護保険サービス案内（申請書様式など）／お知らせ

各都道府県介護保険担当課（室）

各市区町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol. 334

平成25年7月11日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3919)
FAX：03-3503-2740

事 務 連 絡

平成25年7月11日

各市区町村 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省振興課

厚生労働省老人保健課

介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いについて

昨日、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例の報道がありました。

これを受け、厚生労働省では、都道府県各主管部局宛に「医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて（事務連絡）」（別添1）を発出したところです。

貴職におかれましては、当該事務連絡の内容についてご了知いただくとともに、管下介護事業者等に対して、当該事業者の従業者間における利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、改めて周知徹底をお願いいたします。

事務連絡

平成25年7月11日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

平素から、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン（※1）等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例が報道（※2）されたところである。今回指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。

については、貴職におかれては、管下医療・介護・福祉関係事業者に対して、当該事業者の従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

- ※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日通知、平成22年9月最終改正)
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」(平成17年3月31日通達、平成22年2月最終改正)
「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成16年11月30日通達)
「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成25年3月29日通達)
(厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>)
等

※2 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。